写真測量用機器	九〇一五・四〇												
その他の機器	九〇一五・八〇												
製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤並びに手持ち式の測長用具（例えば、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）	九〇一七												
写図台及び写図機械（自動式であるかないかを問わない。）	九〇一七・一〇												
その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	九〇一七・二〇												
マイクロメーター、パス及びゲージ	九〇一七・三〇												
医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）	九〇一八												
紫外線又は赤外線を使用する機器	九〇一八・二〇												
注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品													
注射器（針を付けてあるかないかを問わない。）	九〇一八・三一												
金属製の管針及び縫合用の針	九〇一八・三二												
その他のもの	九〇一八・三九												
エックス線、アルファ線、ベータ線及びガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）	九〇・二二												
エックス線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）													

コンピュータ断層撮影装置	九〇二二・一二												
その他のもの（歯科用のものに限る。）	九〇二二・一三												
その他のもの（医療用又は獣医用のものに限る。）	九〇二二・一四												
その他の用途に供するもの	九〇二二・一九												
アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）													
医療用又は獣医用のもの	九〇二二・二一												
その他の用途に供するもの	九〇二二・二九												
エックス線管	九〇二二・三〇												
硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機（材料（例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック）の機械的性質を試験するものに限る。）	九〇二四												
材料試験機（金属を試験するものに限る。）	九〇二四・一〇												
その他の機器	九〇二四・八〇												
ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品	九〇二五												
温度計及びパイロメーター（その他の機器と組み合わせたものを除く。）													
液体封入のもの（直読式のものに限る。）	九〇二五・一一												
その他のもの	九〇二五・一九												